

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 24.3.23 第 180 回国会第 4 号

3 月 23 日（金）第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 179 回国会閣法第 12 号）

- ・参考人から意見を聴取しました。
- ・参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）明治大学法科大学院特任教授 青 山 善 充君  
京都大学名誉教授 佐 藤 幸 治君  
日本弁護士連合会副会長 新 里 宏 二君

（発言者及び主な発言内容）

### 辻 惠君（民主）

- ・法科大学院志望者が激減しているが、法科大学院構想時と現状とのギャップは何か、佐藤参考人に伺いたい。
- ・司法試験予備試験について、法科大学院修了相当程度の学力を問うものであるが、法科大学院修了者の合格率は著しく低い状況を考えれば、司法試験の受験資格を法科大学院修了に限らず、予備試験の門戸を広げるべきとの議論があるが、佐藤参考人の所感を伺いたい。
- ・法科大学院志願者が減少している中で、法科大学院制度のありよう、司法試験合格者数について見直すべきと考えるが、青山参考人の所見を伺いたい。
- ・厳しい財政状況下で、予算の優先順位を考えると給費制は難しいという意見があったが、それを踏まえて、新里参考人の所見を伺いたい。

### 河 合 克 行君（自民）

- ・司法制度審議会の意見書において、「平成 22 年頃には司法試験合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」とされていたが、今でも年間 3,000 人が妥当と

考えているのか、佐藤参考人の見解を伺いたい。

- ・当時の司法制度改革審議会会長として、合格者数を年間 3,000 人とした根拠について、佐藤参考人の見解を伺いたい。
- ・若い人達は、高額な費用を要する法科大学院に入学せずに、予備試験に合格する方法を選択し、法科大学院を見限ってくるのではないかと認識しているが、青山参考人の見解を伺いたい。
- ・司法試験の受験資格制限の撤廃が、法科大学院の抜本的改革になると思うが、青山参考人の見解を伺いたい。

### 大 口 善 徳君（公明）

- ・法曹の養成に関するフォーラムは、関係 6 大臣の申合せによって設置され、法曹養成全体の議論は後回しにされた。しかし、法的根拠に基づく合議制の機関を設けて、まず、法曹養成制度全体の議論をすべきと思うが、佐藤参考人の見解を伺いたい。
- ・貸与制の下で司法修習専念義務、兼業禁止等の負担を司法修習生に負わせることについての所感を、外国の例も踏まえて青山参考人に伺いたい。
- ・今後の法曹養成制度及び貸与制に移行した新 65 期司法修習生の現況について、新里参考人に伺いたい。

## 2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・小川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（発言者及び主な発言内容）

### 柴 山 昌 彦君（自民）

- ・弁護士会では、弁護士と依頼者との間での実質的な金銭の貸借を禁止する取決めがあるが、小川法務大臣が被告側から受任したホテルの滞納賃料をめぐる事件において、この取決め抵触するような事実はなかったか。
- ・小川法務大臣は、当該事件における弁護士報酬を合計 7,300 万円と定め公正証書を作成したが、この債権は、

回収を求めるべき正当な債権であると考えていたのか。

- ・当該事件における小川法務大臣の弁護士としての一連の活動は不自然であり、サービサーや犯罪捜査を所管する法務大臣として不相応と考えるが、反論はあるか。
- ・検討中の人権委員会設置法案等に関し、今国会中の国会提出の有無、提出までの具体的なスケジュール、制度設計を含めた法案の内容等について法務大臣に伺いたい。

## 稲田 朋 美君（自民）

- ・ 法務大臣が代表を務めていた政党支部が平成 19 年に寄附をしたと同支部の政治資金収支報告書に記載されている 4 団体への寄附について、その 4 団体の政治資金収支報告書にはその寄附を受けたとする記載がないが、これはいずれかの政治資金収支報告書の虚偽記載又は不記載に当たるのではないか。
- ・ 政党支部の代表者を勤めていた法務大臣としては、寄附を受けたとされる 4 団体に確認するなどの調査をした上で、政治資金収支報告書の記載の食い違いの問題について答弁すべきではないか。
- ・ 法務大臣が虚偽の弁護士報酬債権について公正証書を作成し、他の債権者が差し押さえた債権に対する二重差押えをして強制執行を妨害し、さらに、虚偽の債権について破産債権届出をして破産財団から配当を詐取しようとしたという疑惑について、法務大臣はどのように考えているのか。
- ・ 法務大臣が被告会社の訴訟代理人であった事件の原告会社が被告会社の債権を差し押さえた後に、法務大臣及び被告会社への融資をした会社が同債権を更に差し押さえたのは、被告会社、法務大臣及び被告会社への融資会社間に原告会社の取り分をできるだけ減らそうという共通の利益があったからではないか。